道路は正しく使いましょう!

道路は、国民皆様の財産であり、歩行者、自動車などが通行するために設けられた通路です。誰もが安心して 通行できるように道路の正しい利用にご協力をお願いします。

次の行為は、禁止されています。

- ▶道路管理者の許可なく、道路上に物件を置く行為(不法占用)
- ▶道路上の構造物を許可なく、無断で撤去する行為
- ▶道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為

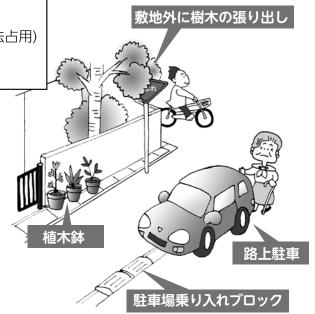
禁止されている行為を行うと・・・

こんな危険があります

- ▶歩行者や自転車の通行の妨げになる。
- ▶物につまずいて怪我をする。
- ▶視界を遮って交通事故が起きる。
- ▶思わぬ転倒や衝突で大事故になる可能性がある。

罰則が適用されます

- ▶1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ▶損害を受けた相手から損害賠償請求 (道路法第100条 第3項) (民法 第717条)



住民ほけん課のお知らせ

問合せ/介護保険担当1991-1886 高齢福祉担当1991-1884 🥥

介護保険料||後期高齢者医療保険料

特別徴収(年金天引き)について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定の条件の年金を受給されている方からは、年金からの天引き(特 別徴収)により納めていただいています。

4.6.8月の年金から特別徴収させていただく方に、下記のとおりお知らせします。

なお、納付書・口座振替による納付(普通徴収)の方には、7月に納入通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収について

4.6.8月に特別徴収を行う方に、「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは、2月に特別徴収し た額及び昨年度の保険料をもとに、特別徴収する保険料額を算出したものです。

10.12.2月に行う特別徴収については、9月にお知らせします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収について

■4月から特別徴収が始まる方

4月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは、昨年度の保険料をもとに、4.6.8月 の年金から特別徴収する保険料額を算出したものです。

■昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

昨年7月に「特別徴収開始通知書(本算定)」でお知らせしたとおり、4.6.8月の保険料は、今年2月の特 別徴収額と同額を特別徴収させていただきます。

■保険料のお支払い方法の変更について

後期高齢者医療保険料を特別徴収で納めていただいている方は、高齢福祉担当に申出書を提出し、金融 機関に□座振替依頼書を提出することで、保険料のお支払い方法を□座振替に変更することができます。

お支払い方法の変更には2カ月程度かかるため、お早めに手続きをお願いします。 (介護保険料のお支払 い方法の変更は認められておりません。)

※申出書・口座振替依頼書は高齢福祉担当で配布しています。